

令和5年度 保稅事務研修資料 ～保稅非違について～



大阪税関
監視部 保稅總括部門

目次

【参考】大阪税関管内の保税地域の状況

1. 非違基準について	—————	3
2. 近年の保税非違の傾向	———	4
3. 保税非違の具体例	—————	9
4. 非違の未然防止	—————	27

【参考】大阪税関管内の保税地域の状況



✳️ 大阪税関の管轄は大阪府、京都府、和歌山県、奈良県、滋賀県、福井県、石川県及び富山県の8府県に及ぶ

✳️ 大阪税関管内の令和5年1月1日の保税地域種別ごとの数は下記表のとおりである
※該当日には保税展示場、総合保税地域は無い

令和5年1月1日

指定保税地域	保税蔵置場	併設蔵置場	保税工場	合計
15	594	10	32	651

1.非違基準について

関税法基本通達集

【48-1 保税蔵置場に対する処分の基準等】

非違の態様	基礎点数
	10 件以下
1. 禁止されている行為を行い、若しくは許可又は承認を要する行為について、当該許可又は承認を受けることなく当該行為を行うこと。	3点
2. 税関への届出若しくは報告等又は自主的な記帳を要する行為について、当該届出、報告等又は記帳を怠ること。	2点

加算点数表①

(本表の適用方法)

一の処分を行う場合において、左欄に掲げる者が非違に関与していると認められる場合は、右欄に掲げる点数を加算する。この場合において、複数の者が左欄に該当しているときであっても、加算点数の最も高い1者に係る点数を加算する。

関与者	加算点数
A 被許可者（被許可者が法人である場合は、その役員）	3 0
B 代理人又は支配人その他の主要な従業者	1 0

2.近年の保稅非違の傾向

①保稅地域別の非違件数

【全国・令和2年度～令和4年度】

保稅非違発生件数			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定保稅地域	9	10	4
保稅蔵置場	48	64	41
保稅工場	4	4	9
保稅展示場	0	0	0
総合保稅地域	0	1	0
各年度計	61	79	54
合計	194		

(通報日ベース)

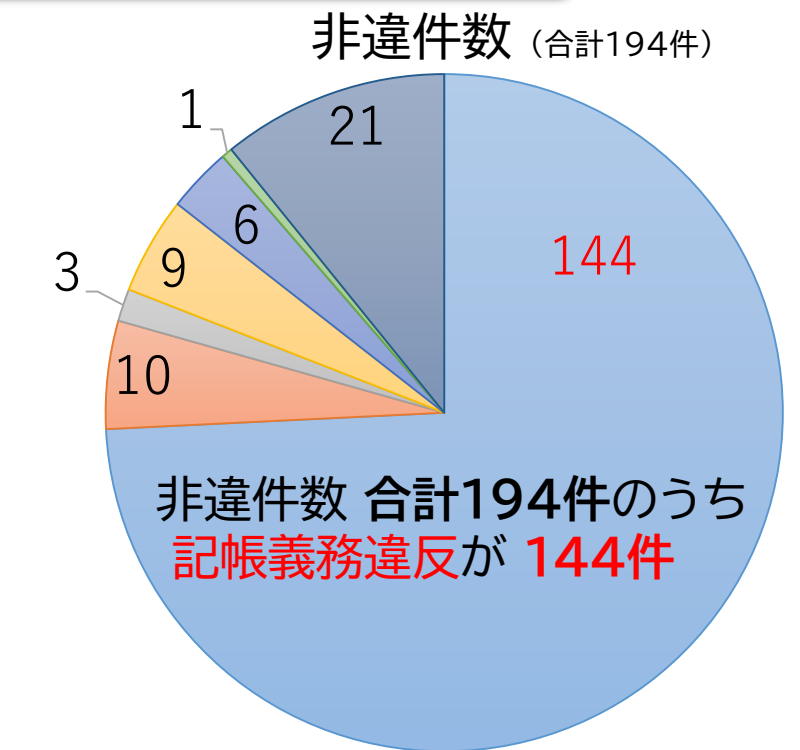
処分実施件数			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定保稅地域	0	0	0
保稅蔵置場	1	10	2
保稅工場	0	0	0
保稅展示場	0	0	0
総合保稅地域	0	0	0
各年度計	1	10	2
合計	13		

(通報日ベース)

2.近年の保稅非違の傾向

②保稅非違の態様

【全国・令和2年度～令和4年度】



- 記帳義務違反 (関税法第34条の2等)
- 無届收容能力増減・無届工事 (関税法第44条)
- 未承認蔵入・移入・総保入 (関税法第43条の3第1項等)
- 保稅地域外蔵置 (関税法30条第1項)
- 無許可見本一時持出 (関税法第32条)
- 無承認保稅運送 (関税法第63条)
- その他

記帳義務違反の内訳	
台帳未作成	12
うちNACCS管理資料取得・保存漏れによるもの	7
記帳漏れ	89
うち誤搬出による記帳漏れ	62
うち見本一時持出に関する記帳漏れ	3
うち貨物取扱に関する記帳漏れ	9
誤記帳	41
輸出貨物積み残しによる誤記帳	29
虚偽記帳	2
合 計	144

記帳項目にかかる規定

【関税法施行令第29条の2】 (記帳義務)

	区 分	記帳事項
1号	外国貨物を搬入した場合	貨物の記号・番号・品名・数量、搬入年月日、船名・入港年月日(最初に搬入する保税地域の場合)、保税運送承認番号(保税運送による搬入貨物の場合)
2号	外国貨物につき、関税法第40条の取扱いを行った場合	貨物の記号・番号・品名・数量、取扱いの種類・内容・年月日・変更の内容
3号	蔵入承認又は蔵入承認を受けずに置くことのできる期間の指定を受けた場合	承認・指定の年月日、承認・指定の番号
4号	輸入の許可を受けた場合	貨物の記号・番号・品名・数量、許可年月日・許可番号
5号	輸入許可前引取りの承認(BP承認)を受けた場合	貨物の記号・番号・品名・数量、承認年月日・承認番号
6号	関税法第32条の許可を受けて外国貨物を見本として一時持ち出した場合	貨物の記号・番号・品名・数量、持出期間・持出先・持出年月日
7号	外国貨物を搬出した場合 ※「外国貨物」には、輸出しようとする貨物を含む。	貨物の記号・番号・品名・数量、搬出年月日、搬出についての許可又は承認の年月日・許可書又は承認書の番号、積み込もうとする船舶等の船名・出港年月日(外国に向けて送り出す場合)

非違の態様別内容

非違態様	内 容
記帳義務違反 (関税法第34条の2)	保税担当者がNACCS管理資料の取得を失念し、また、整備されていた二重チェック機能が形ばかりになっており、管理資料の取得漏れに気付かず、電磁記録としての保税台帳が未記帳となった。
	搬入された輸入許可未済貨物について、作業中の荷崩れにより、別の輸入許可済貨物のパレットに移しかえたため、輸入許可済貨物とともに搬出された。
	見本持出しにかかるNACCS搬出業務処理について、担当者(貨物管理責任者)が作業を失念し、また、二重チェック体制が未整備であったため、処理未了に気付かなかった。
	輸出許可済み貨物のバンニング作業において、作業前の荷揃え作業を怠り、また、作業時のダブルチェックも怠り、さらに、作業終了後の倉庫内確認も怠ったことにより、うち1パレットを積み残した。

非違の態様別内容

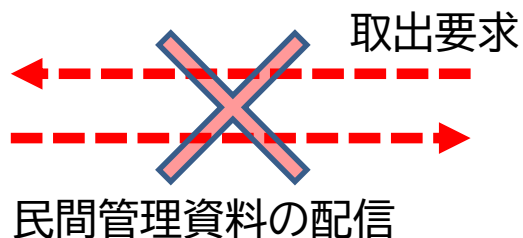
(記帳義務違反以外)

非違態様	内 容
無届収容能力増減(関税法第44条第1項)	保稅業務検査において、蔵置場の現地確認を行ったところ、税関へ何ら届出することなく、当該蔵置場の一部について、製造設備の設置工事に着手している事実を確認した。
未承認蔵置期間延長(関税法第43条の2及び第43条の3第1項)	保稅業務検査において、保稅蔵置場に搬入した外国貨物について、蔵入承認を受けることなく3か月を超えて、そのまま蔵置していた。
保稅地域外蔵置(関税法第30条第1項)	保稅業務検査において、在庫貨物確認時に保稅地域以外の場所に置かれた貨物があることが判明した。
無許可見本持出(関税法第32条)	外国貨物について、見本の一時持出しの許可を受けることなく蔵置場から搬出した。(包括見本持出許可の期間満了後、更新手続きがされない期間があったが、当該期間にも見本持出の実績が確認された。)
未承認保稅運送(関税法第63条第1項)	保稅担当者は、保稅運送承認を受けることなく積戻貨物を他の保稅蔵置場宛てに運送した。(倉主からの申し出により発覚)

3. 保税非違の具体例

記帳義務違反(関税法第34条の2)
(NACCS管理資料の保存漏れによる保税台帳未作成)

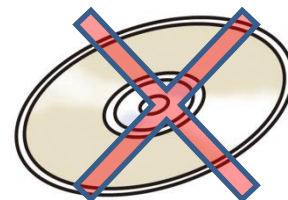
NACCS



保税地域担当者



バックアップ



保税台帳
未作成

- 取出要求が必要なことを認識していなかった
- 前任者から申し送りを受けていなかった

3. 保税非違の具体例

記帳義務違反(関税法第34条の2) (NACCS管理資料の保存漏れによる保税台帳未作成)

取得・保存漏れの対策 ～管理資料複数人数によるチェック体制の構築～

取出要求作業・バックアップ作業
を複数人数でチェックする

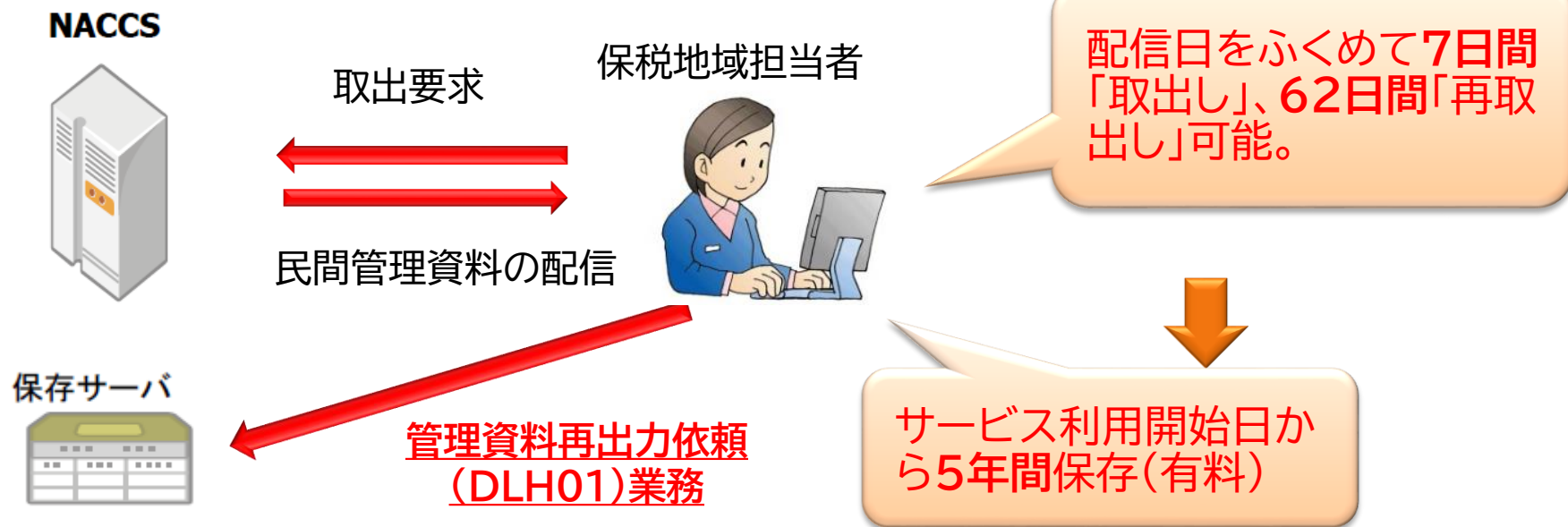


		G01	G02	G05	担当者	確認者
○月○日(月)	取出	○			植田	船井
	バックアップ	○			植田	船井
○月△日(火)	取出		○	○	植田	船井
	バックアップ		○	○	植田	船井
×月×日(月)	取出					
	バックアップ					
×月◎日(火)	取出					
	バックアップ					

3. 保税非違の具体例

記帳義務違反(関税法第34条の2)
(NACCS管理資料の保存漏れによる保税台帳未作成)

取得・保存漏れの対策 ～NACCSセンターによる管理資料保存サービス～



このサービスを利用したからといって保税台帳の作成が不要となるわけではありません。
(税関の検査等の際に未作成であれば非違に問われることがあります)

3. 保税非違の具体例

記帳義務違反(関税法第34条の2) (誤記帳の確認、電子データの入力漏れ)

管理資料G02: 輸出貨物搬出入データ(訂正)

	A	B	C	D	E	F
1	(出力共通項目)					
2	99999999	X	XXXXX			
3	輸出貨物搬出入データ					
4	搬入日	搬入時刻	搬出日	搬出時刻	搬出取消日	貨物管理番号
5	99999999	XXXX	20220110	XXXX	99999999	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3)
6	99999999	XXXX	20210110	XXXX	99999999	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3)
7	99999999	XXXX	20220112	XXXX	99999999	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3)
8	※明細数分繰り返す					

輸出貨物の搬出日に注意

搬出日
20220110
20210110
20220110

管理資料G05: 貨物取扱等一覧データ(追記)

	L	M	N	O	P	Q	R	S
1								
2								
3								
4	終了時刻	個数	個数単位	数量	数量単位	仕分数	仕合数	見本持出日
5	XXXX	ZZZZZZZ9	XXX	ZZZZZ9.999	XXX	Z9	Z9	20221010
6	XXXX	ZZZZZZZ9	XXX	ZZZZZ9.999	XXX	Z9	Z9	20221011
7	XXXX	ZZZZZZZ9	XXX	ZZZZZ9.999	XXX	Z9	Z9	99999999

見本持出日入力に注意

見本持出日
20221010
20221011

3. 保税非違の具体例

記帳義務違反(関税法第34条の2) (誤記帳の確認、電子データの入力漏れ)

管理資料G02: 輸出貨物搬出入データ(訂正)

	A	B	C	20220215	責任者	税関に連絡済	20220214	担当者
1	(出力共通項目)							
2	99999999	X	XXXXX					
3	輸出貨物搬出入データ							
4	搬入日	搬入時刻	搬出時刻	搬出取消日	貨物管理番号			
5	99999999	XXXX	20220110	XXXX	99999999	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3		
6	99999999	XXXX	20220110	XXXX	99999999	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3		
7	99999999	XXXX	20220112	XXXX	99999999	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3		

搬出日
20220110
20220110
20220110

管理資料G05: 貨物取扱等一覧データ(追記)

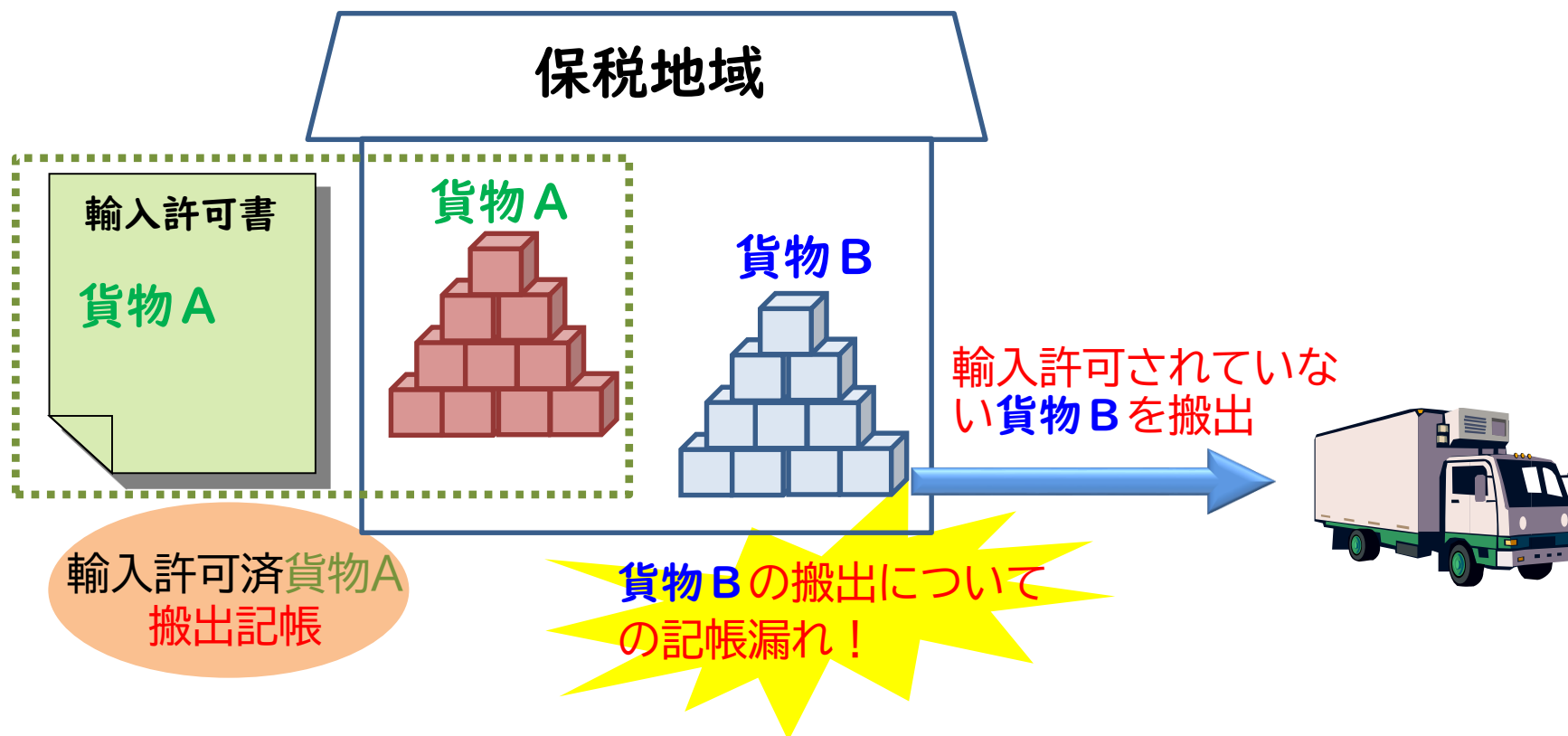
	L	M	N	O	P	Q	R	S
1								
2								
3								
4	終了時刻	個数	個数単位	数量	数量単位	仕分数	仕合数	見本持出日
5	XXXX	ZZZZZZZZ	XXX	ZZZZZZ.999	XXX	29	29	20221010
6	XXXX	ZZZZZZZZ	XXX	ZZZZZZ.999	XXX	29	29	20221010
7	XXXX	ZZZZZZZZ	XXX	ZZZZZZ.999	XXX	29	29	20221011

見本持出日
20221010
20221010
20221011

- ①訂正等について管轄税関に連絡したうえで、訂正が必要な箇所を印刷し、朱書き訂正
- ②訂正年月日、担当者・責任者の押印等の処理を行う
- ③保税台帳を補完する資料として保管

3. 保税非違の具体例

記帳義務違反(関税法第34条の2) (誤搬出による記帳漏れ)



輸出の場合、誤搬出により輸出貨物の積み残しが発生した場合、誤記帳という非違になる事例も多い

3. 保税非違の具体例

記帳義務違反(関税法第34条の2) (誤搬出による記帳漏れ)

誤搬出の原因と対策

①さし札や区分蔵置等の貨物管理に問題があった。



さし札の貼り間違いがないよう、さし札添付の際の対査を徹底すること！
(特に似たような外装・品名の貨物は注意)

似たような外装や荷姿の貨物は近くの場所
にできるだけ蔵置しないようにすること！

さし札に許可済みである旨の表示を行うこと！

3. 保税非違の具体例

記帳義務違反(関税法第34条の2) (誤搬出による記帳漏れ)

誤搬出の原因と対策

②書類と貨物の対査作業にミスがあった。

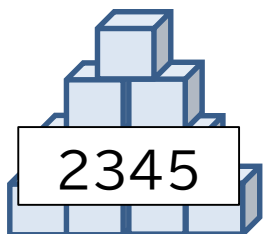


搬出の根拠となる**許可書・承認書**等そのものとの対査を行うこと！

(社内伝票や荷主からのオーダーとの対査のみではダメ)



似たような数字・記号のある貨物は複数人数による読み上げを行うこと！



対査する書類をきちんと整理・保管すること！

3. 保税非違の具体例

記帳義務違反(関税法第34条の2) (見本持出に関する記帳漏れ)

関税法施行令第29条の2第1項第6号

関税法第32条(見本の一時持ち出し)の許可を受けて貨物を見本として一時持ち出した場合



貨物の記号・番号・品名・数量、持出許可期間・持出先・持出年月日を保税台帳の記帳しなければならない。

NACCS配信民間管理資料を
保税台帳としている場合

見本持出搬出
の記帳

保税
台帳

NACCS

見本持出確認登録
【海上】 MHO業務
【航空】 MMO業務

3. 保税非違の具体例

記帳義務違反(関税法第34条の2) (見本持出に関する記帳漏れ)

見本持出に関する記帳漏れの対策

①見本持出許可書への持出日の記載

- 見本持出許可書もしくは見本持出許可通知情報に搬出年月日と確認担当者名を記載することで見本が持ち出されたという記録が一義的に残る。
- この記録をもとに保税台帳への記帳やNACCSの見本持出確認登録を実施する。

②保税台帳(管理資料)の確認

- 保税台帳の内容をあらためて確認する
- データ漏れ確認の際に真ん中が空欄になっているような貨物を調査する
- 確認の具体的な方法としては、見本持出許可書・見本持出許可情報の確認、見本持出確認 登録業務により配信される処理結果通知情報の確認、ICG等 の確認が考えられる。

3. 保税非違の具体例

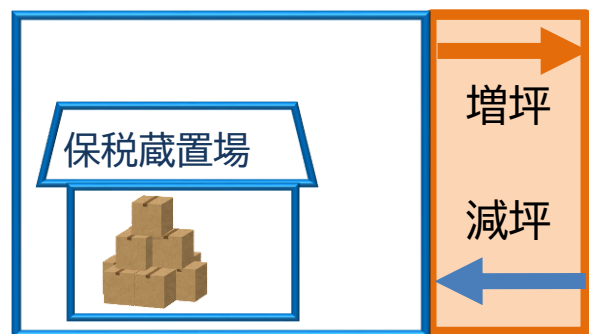
無届收容能力増減・無届工事(関税法第44条)

関税法第44条

保税地域の増坪、減坪は許可内容を変更するもの。

- ➡税関取締、許可の要件への影響
- ➡許可手数料の変更

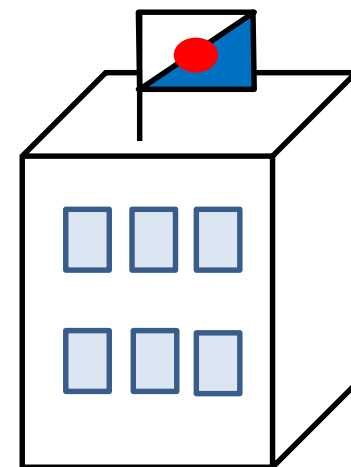
貨物收容能力
増減等の届
(C-3160)



①貨物收容の能力(面積)
の増減(増坪、減坪)



②改築・移転・その他の工事



税 関

3. 保税非違の具体例

無届収容能力増減・無届工事(関税法第44条)

A社が許可を受けている保税蔵置場における保税業務をB社に委託する場合は、A社が保税業務に実質的に関与し、その責任を全うできる体制にななければならない。

- ・ 蔵置する貨物の受寄託契約は保税蔵置場被許可者であるA社によって締結されている。
- ・ CPにおける総合責任者や貨物管理責任者等がA社の従業員である。
- ・ 保税地域に関してA社が行うこととされている税関手続が、A社の名により行われる。

A社 保税蔵置場



貨物管理等をB社に丸投げするような賃貸は賃貸エリアを減坪し、許可面積から外す。



3. 保税非違の具体例

無届収容能力増減・無届工事(関税法第44条)



許可手数料に影響のない増減坪を伴わない工事については、届出の必要性が認識されにくい。

例) ・事務所の設置

・フェンスの設置や撤去

・設備工事

いずれも許可要件や貨物管理への影響が考えられる

単なる補修工事、あるいは現状の変更が軽微であり、かつ、面積に変更がないような工事は届は不要ではあるが、勝手なご判断は危険なので、まずは税関にご相談ください。

貨物収容能力
増減等の届
(C-3160)

3. 保税非違の具体例

保税地域外蔵置

関税法第30条第1項

外国貨物は保税地域以外の
場所に置くことができない。

- (例外)・難破貨物
・他所蔵置許可貨物
・特定郵便物 等

許可面積を正しく把握しておいてください。
面積の変更を届出た後は、作業員へ周知徹底。
保税のエリアを間違えないように表示をして
ください。

- 看板を設置する
- 床にラインを引く(許可面積部分の表示)



3. 保税非違の具体例

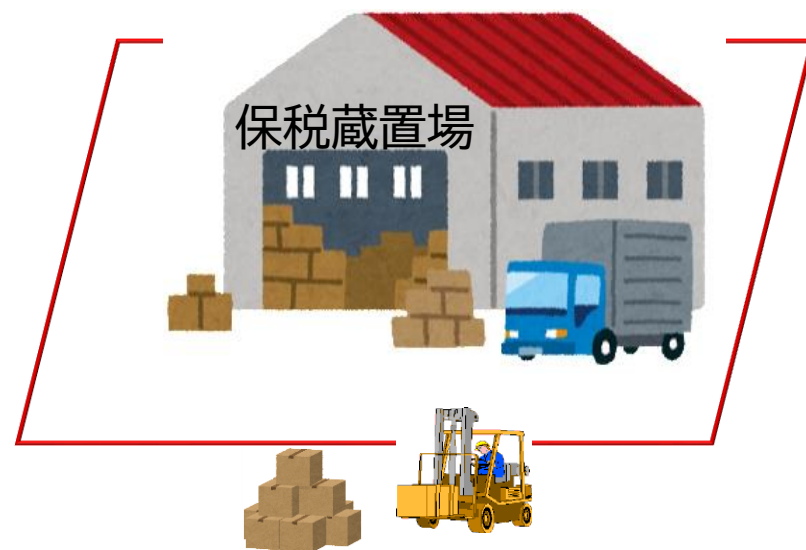
保税地域外蔵置

輸入未許可貨物を許可済み貨物
と誤認した



さし札に許可済みである旨の表示を行う等許可済み貨物と未許可貨物の区分を明確にすること！

保税地域以外の場所に仮置き
したまま放置していた

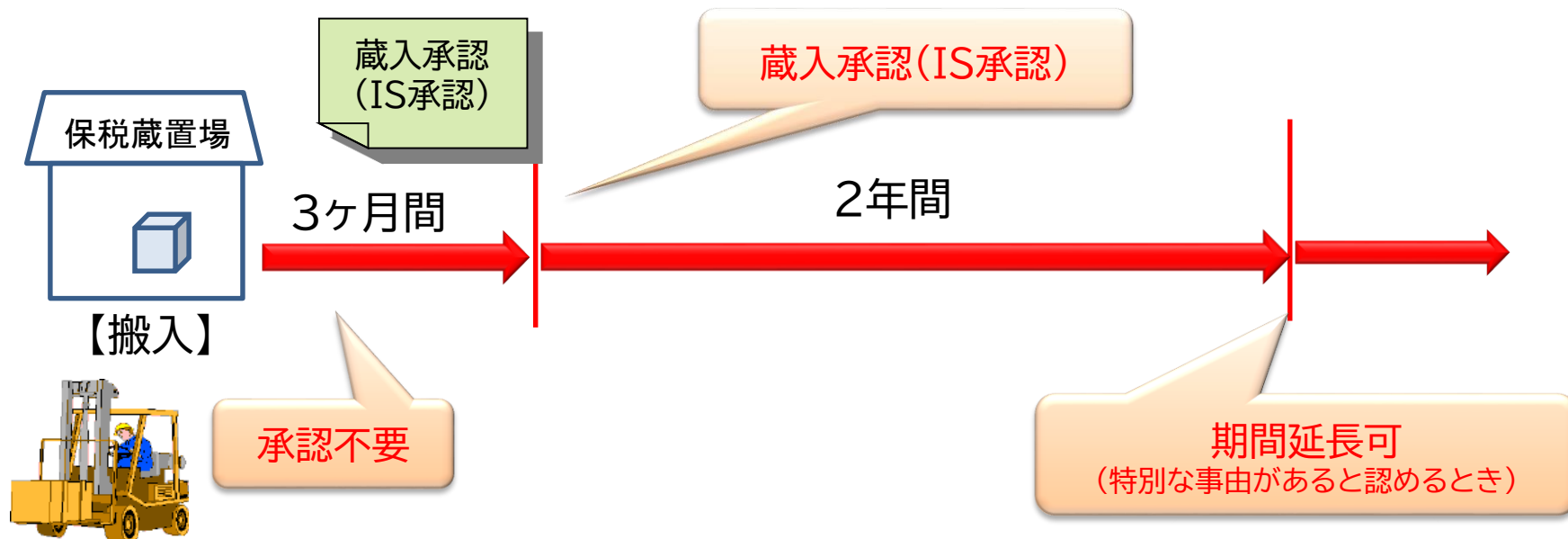


仮置きすること自体は問題ないが、当該作業が終了したら許可取得場所に必ず移すこと！

3. 保税非違の具体例

未承認蔵置(関税法第43条の3)

保税蔵置場に搬入してから3ヶ月を超えるまでに蔵入承認を受けなければならない。



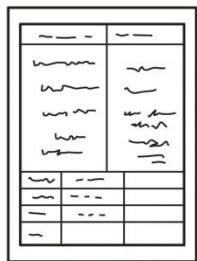
3. 保税非違の具体例

未承認蔵置(関税法第43条の3)

1. 在庫状況の日常的な確認【貨物在庫状況照会】

できるだけ頻繁に在庫状況の確認を行うこと！

保税台帳



【海上】IWS業務(貨物在庫状況照会)、
【航空】IWI業務(保税蔵置場在庫状況照会)
による搬入年月日の確認

管理資料による確認

【海上】G10長期蔵置貨物情報(民間用)月報(毎月2日)
【航空】T15長期蔵置貨物データ(民間用)月報(毎月1日)

搬入日が古い貨物については、蔵置期間が長くなっている原因や今後の対応について調査すること！

3. 保税非違の具体例

未承認蔵置(関税法第43条の3)

2. 荷主とのこまめな連絡と早期の税関への相談

保税蔵置場



荷主



- Q 通関手続きの見込みは？
Q 通関手続きがすぐにできない理由は？

蔵入承認を受けるのは荷主(に代行する通関業者)ではあるが、
貨物管理者には適正な手続遂行をしようとする義務がある！

⇒何ら手続なく3か月が経過してしまうことがないよう、荷主とこまめに連絡を取り、
対処が難しいと思われる場合は早めに税関にご相談ください。

4. 非違の未然防止



1. 非違の早期発見と及び速やかな修正・改善

記帳ミス等の早期発見

内部監査により、業務処理ミスを発見し、修正を行う

- ・記帳内容の確認(記帳漏れ・誤記帳)
- ・蔵置場外への貨物の放置
- ・社内研修の実施状況を確認

速やかな修正・改善

確認された事項は、直ちに修正・改善を行う。

- ・記帳漏れ、誤記帳は、**直ちに修正**
- ・蔵置場外への蔵置は、**直ちに移動**
(**NACCS管理資料の保税台帳**は、管轄税関に連絡し、必要な措置を行う。)
- ・社内研修の未実施は、**直ちに実施**

速やかに税関へ連絡をすることでそれが非違になったとしても

- ・自主的な申し出
- ・迅速な再発防止策の構築



処分の免除・軽減

4. 非違の未然防止

2. 従業員の意識及び能力の維持・向上



- ◆社内研修等への積極的な参加
 - ・法令、CPに基づく手続きの再確認
 - ・委託先企業の従業員も研修の受講対象
(業務手順や法令等の知識を共有)

- ◆周知事項の徹底
 - ・法令や制度改正、税関からの指導事項等の周知徹底
 - ・非違や業務ミス等を他の関係部署へも共有

基本動作の徹底 が非違を未然に防ぎます。
今一度、法令や基本通達、CP(手順書)を順守しているか
確認しましょう！

税関からのお願い

メール送付時における 税関（保稅部門）からのお願い



保稅部門では、インターネットメールを受信する際には共用のインターネットPCを使用しております。

メール送付時には税関担当者に**電話で連絡**をしていただくと担当者がすぐに対応でき助かります。

